

■ 入院時食事療養(Ⅰ)に係る食事療養について

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

■ 負担額について

入院時の食事の負担は、令和7年4月1日より以下の通りとなります。

所得区分等	自己負担額 (1食あたり)
一般の方	510円
住民税非課税世帯の方	240円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が 90日を超えている場合	190円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に 満たない70才以上の高齢受給者	110円